

# 技能章の細目に関する教育規程の改正

技能章の改訂に伴い、以下の通り関連規程を改正する。

## 第7章 教育の方法

### 改正条文

本 則	施行細則
7-63 技能章	7-63-1 技能章課目

令和2年2月16日 スカウト教育推進会議承認

令和2年4月1日施行



公益財団法人

**ボーイスカウト日本連盟**

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

## 改正技能章一覧

技能章	改正概要
14. 案内章	現在の実情に合わせた修正・追加、該当細目番号の間違いを修正
15. エネルギー章	現在のエネルギー事情に対応、言葉の整理
16. 介護章	言葉の整理
18. 手話章	細目の見直し
20. 通訳章	言葉の整理、期間、報告書の分量を明示
26. 華道章	分量の明示、提出品数の見直し
28. 写真章	デジタルカメラへの対応
32. 文化財保護章	言葉の整理、レポート分量を明示
34. 安全章	言葉の整理
39. 裁縫章	言葉の整理
43. 珠算章	言葉の整理
44. 消防章	言葉の整理
46. 森林愛護章	言葉の整理
48. 測量章	言葉の整理
49. 測候章	言葉の整理
50. 鳥類保護章	生息地に「海岸」を追加
55. 土壌章	言葉の整理、細目の見直し
58. 簿記章	言葉の整理
61. 養鶏章	言葉の整理、育すう（育雛）期間の明示
66. オリエンテーリング章	言葉の整理
67. カヌー章	言葉の整理、競技カヌーの種別を見直し
69. スキー章	言葉の整理
70. スケート章	言葉の整理
71. 漕艇章	現在の実情に対応した用具の名称、遭難信号に関する細目の見直し
73. 馬事章	言葉の整理、不適切な細目の修正
74. パワーボート章	名称の変更
75. ヨット章	説明に図または模型を用いるように修正

施行細則 第7章 教育の方法 7-63-1 技能章課目

<p>14. 案内章</p> <p>(1) 自宅を中心とした地域内（市街地1km～村落3km）にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒歩、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。</p> <p>郵便局、郵便ポスト、<b>電信電話局、公衆電話</b>、駐在所、幼稚園、学校、図書館、病医院、薬局、寺、神社、教会、公園、停留所、<b>旅館</b>、自転車・自動車の修理所、ガソリンスタンド、浴場、消火栓、<b>火災報知器</b>、橋、おもな商店、工場などの構築物または施設</p> <p>(2) 地域内外にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒歩、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。</p> <p>県庁、市区町村役所、警察署、消防署、公民館、保健所、駅、主要幹線道路（国道）、高速道路の入り口、空港</p> <p>(3) 自宅を中心に半径1km～3kmの方向に(2)及び(3)にあげた任意の施設へ、徒歩で行く場合の略図を描き、目標物・危険箇所及び次の地物を出来るだけ書き入れて提出すること。</p> <p>池、沼、河川、鉄道、港湾、踏切、堤防、坂道、道路（種別）、バス路線、船着場</p> <p>(4) 自分の住む市町村の産業、文化、交通上の特徴をふまえて、自分なりの観光ガイドマップを作成し、実際に案内できる。</p> <p>(5) 次のアまたはイについて報告書を提出する。</p> <p>ア 居住地付近及び隊本部付近を除く、任意の市街地または集落を含む地域において、行程8km以上の踏査を行い、前記案内章の(2)、(3)及び(4)の考查細目に相当する案内書を作成し、スケッチ、写真案内地図、その他、参考資料を添付して提出する。</p> <p>イ 次のいずれか1つについて踏査を行い、その実施計画作成上十分参考となる程度の報告書（交通の便、距離、時間、スカウト活動に利用し得る地形、地物の状況その他）を作成提出する。</p> <p>ア カブ隊ピクニックコース   イ ボーイ隊ハイキングコース ウ ボーイ隊のキャンプ地   エ ベンチャー隊の移動キャンプコース</p>	<p>14. 案内章</p> <p>(1) 自宅を中心とした地域内（市街地1km～村落3km）にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒歩、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。</p> <p>郵便局、郵便ポスト、駐在所、幼稚園、学校、図書館、病医院、薬局、寺、神社、教会、公園、停留所、<b>宿泊施設</b>、自転車・自動車の修理所、ガソリンスタンド、<b>コンビニエンスストア</b>、浴場、消火栓、橋、おもな商店、工場などの構築物または施設</p> <p>(2) 地域内外にある次の各施設の方向、距離及び所要時間（徒歩、自転車、公共交通機関）を示し、人を案内できること。</p> <p>県庁、市区町村役所、警察署、消防署、公民館、保健所、駅、主要幹線道路（国道）、高速道路の入り口、空港</p> <p>(3) 自宅を中心に半径1km～3kmの方向に(1)及び(2)にあげた任意の施設へ、徒歩で行く場合の略図を描き、目標物・危険箇所及び次の地物を出来るだけ書き入れて提出すること。</p> <p>池、沼、河川、鉄道、港湾、踏切、堤防、坂道、道路（種別）、バス路線、船着場</p> <p>(4) 自分の住む市町村の産業、文化、交通上の特徴をふまえて、自分なりの観光ガイドマップを作成し、実際に案内できる。</p> <p>(5) 次のアまたはイについて報告書を提出する。</p> <p>ア 居住地付近及び隊本部付近を除く、任意の市街地または集落を含む地域において、行程8km以上の踏査を行い、前記案内章の(1)、(2)及び(3)の考查細目に相当する案内書を作成し、スケッチ、写真案内地図、その他、参考資料を添付して提出する。</p> <p>イ 次のいずれか1つについて踏査を行い、その実施計画作成上十分参考となる程度の報告書（交通の便、距離、時間、スカウト活動に利用し得る地形、地物の状況その他）を作成提出する。</p> <p>ア カブ隊ピクニックコース   イ ボーイ隊ハイキングコース ウ ボーイ隊のキャンプ地   エ ベンチャー隊の移動キャンプコース</p>	<p>備考</p>
		<p>電信電話局、公衆電話、火災報知器の削除 旅館→宿泊施設へ修正 現在の実情に合わせた追加</p> <p>該当細目番号の間違いを修正</p> <p>該当細目番号の間違いを修正</p>

<p style="text-align: center;">考査細目（改正前）</p>	<p style="text-align: center;">考査細目（改正後）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>15. エネルギー章</p> <p>(1) 第1次エネルギーの種類をあげ、その現状について説明すること。</p> <p>(2) 水力、火力及び原子力による電気エネルギーの原理を知り、それぞれの長所短所について述べること。</p> <p>(3) 家庭を中心とした熱エネルギー（給湯・暖房など）についてその製造方法の概要と供給経路を知ること。</p> <p>(4) ソーラーエネルギー（直接・間接）について説明すること。</p> <p>(5) ソーラーエネルギーシステムなどエネルギーの簡易変換利用装置を製作し、その仕組みについて説明すること。</p> <p>(6) 原子力、風力、太陽、海洋、地熱・バイオガスなど未来におけるエネルギーの供給に関して自分の考えをまとめ、また実用的なものを調べて報告すること。</p> <p>(7) <u>君の家</u>または町で見られるエネルギーの浪費の実例10、及びエネルギー利用による汚染があれば、事例5つをあげ、それらをなくす提案をすること。</p> <p>(8) 「われわれはなぜエネルギー資源の保護・開発をするのか」について、隊や班で話す。</p>	<p>15. エネルギー章</p> <p>(1) 第1次エネルギーの種類をあげ、その現状について説明すること。</p> <p>(2) 水力、火力及び原子力による電気エネルギーの原理を知り、それぞれの長所短所について述べること。</p> <p>(3) 家庭を中心とした熱エネルギー（給湯・暖房など）についてその製造方法の概要と供給経路を知ること。</p> <p>(4) <b>再生可能エネルギーの定義</b>について説明すること。</p> <p>(5) <b>再生可能エネルギーの種類を3種類あげ、そのうちの2つについてその原理を説明</b>すること。</p> <p>(6) 原子力、風力、太陽、海洋、地熱・バイオガスのうち2つのエネルギー供給について、自分の考えをまとめ、また実用的なものを調べて報告すること。</p> <p>(7) <u>自宅</u>または町で見られるエネルギーの浪費の実例10、及びエネルギー利用による汚染があれば、事例5つをあげ、それらをなくす提案をすること。</p> <p>(8) 「われわれはなぜエネルギー資源の保護・開発をするのか」について、隊や班で話す。</p>	<p>現在のエネルギー事情に対応 現在のエネルギー事情に対応</p> <p>エネルギー事情が多岐にわたっているため、代表的なエネルギーに絞り込んで考査をすることで、理解度を図る。</p> <p>君の家→自宅 言葉の整理</p>

<p style="text-align: center;">考査細目（改正前）</p>	<p style="text-align: center;">考査細目（改正後）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p><b>16. 介護章</b></p> <p>(1) 各種障がい（老齢による機能障がいを含む）について正しい基礎知識を持ち、簡単に説明すること。</p> <p>(2) 次にあげる援助を正しく行えること。</p> <p>ア 車椅子利用者を段差・階段等において安全に導き、バスやタクシーの乗降を補助する。</p> <p>イ 白杖利用者のサインを知り、道路・駅・店等において安全に誘導する。</p> <p>ウ 聴覚障がい者に、30分以上の会合の内容を正しく伝達する。</p> <p>エ 要介護者の食事について、適切な援助ができる。</p> <p>オ 要介護者の身体をきれいにし、身じまいよくすることができる。</p> <p>(3) 障がい児・者等介助を必要とする人とキャンプ・ハイキングなどを共にする場合の必要な援助について述べること。</p> <p>(4) 障がい児・者・高齢者への奉仕活動、または交流に参加し、そのときの状況、話題、感想などを隊長に報告すること。</p> <p>(5) 介護・介助を必要とする人と共に生きる社会を作っていくために、自分がなし得ることについて考えをまとめ提出すること。</p>	<p><b>16. 介護章</b></p> <p>(1) 各種障がい（老齢による機能障がいを含む）について正しい基礎知識を持ち、簡単に説明すること。</p> <p>(2) 次にあげる援助を正しく行えること。</p> <p>ア 車椅子利用者を段差・階段等において安全に導き、バスやタクシーの乗降を補助する。</p> <p>イ 白杖利用者のサインを知り、道路・駅・店等において安全に誘導する。</p> <p>ウ 聴覚障がい者に、30分以上の会合の内容を正しく伝達する。</p> <p>エ 要介護者の食事について、適切な援助ができる。</p> <p>オ 要介護者の身体をきれいにし、身じまいよくすることができる。</p> <p>(3) 障がい児（者）等介助を必要とする人とキャンプ・ハイキングなどを共にする場合の必要な援助について述べること。</p> <p>(4) 障がい児（者）、高齢者への奉仕活動、または交流に参加し、そのときの状況、話題、感想などを隊長に報告すること。</p> <p>(5) 介護・介助を必要とする人と共に生きる社会を作っていくために、自分がなし得ることについて考えをまとめ提出すること。</p>	<p>言葉の整理</p> <p>言葉の整理</p>
<p><b>18. 手話章</b></p> <p>(1) 聴覚障がい者が社会生活を営む上で生じるハンディキャップを4つ以上あげ、それを改善する方法について述べること。</p> <p>(2) 耳栓等を用い、ろう・難聴の状態でも1時間勉強する、テレビを見る、家の近くで用事をするなど日常生活をしておこった問題、その対応などについて体験を報告すること。</p> <p>(3) 手話の特徴、構造及び表現様式について説明すること。</p> <p>(4) <u>日常の交際または偶然の機会に聴覚障がい者と手話で会話し、そのときの状況、話題、感想などを簡単に報告すること。</u></p> <p>(5) 手話通訳（口話も含む）にあたっての姿勢（心がまえ）について説明すること。</p> <p>(6) 聴覚障がい者の福祉について、自分が今後なにをしようとしているか考えを示すこと。</p>	<p><b>18. 手話章</b></p> <p>(1) 聴覚障がい者が社会生活を営む上で生じるハンディキャップを4つ以上あげ、それを改善する方法について述べること。</p> <p>(2) 耳栓等を用い、ろう・難聴の状態でも1時間勉強する、テレビを見る、家の近くで用事をするなど日常生活をしておこった問題、その対応などについて体験を報告すること。</p> <p>(3) 手話の特徴、構造及び表現様式について説明すること。</p> <p>(4) <u>聴覚障がい者または手話のできる人と手話で会話し、そのときの状況、話題、感想などを簡単に報告すること。</u></p> <p>(5) 手話通訳（口話も含む）にあたっての姿勢（心がまえ）について説明すること。</p> <p>(6) 聴覚障がい者の福祉について、自分が今後なにをしようとしているか考えを示すこと。</p>	<p>細目の見直し</p> <p>偶然に聴覚障がい者とは会わない</p>

<p style="text-align: center;">審査細目（改正前）</p>	<p style="text-align: center;">審査細目（改正後）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>20. 通訳章</p> <p>(1) <u>文部科学省認定実用英語技能審査基準</u>の3級以上に合格するか、<u>またはそれと同等の実力を有すること。</u></p> <p>(2) <u>英語による通訳、説明などを求められる次の場合を想定し、「自分の英語で」作文し、口頭で発表すること。</u>  ア 道案内 イ 買物 ウ 簡単な紹介・伝言  エ 掲示文の大体の説明 オ 祭り、行事、品物などの説明</p> <p>(3) ラジオの英語放送を継続して聞き、ニュース・<u>解説</u>・天気予報・<u>スポット・アナウンスメント</u>・ドラマなどのうち、<u>3つ以上の内容を理解し得た範囲で、日本語でかいつまんで報告する</u>（翻訳ではない）。報告書には聞いた日時、番組名を記入すること。</p> <p>(4) 簡単な日記を継続して英語で書き、さしつかえない部分を審査時に提示すること。</p> <p>〈※ 英語以外の言語については、上記の「英語」部分を他の言語に置き換えた上で、上記と同等と判断される細目を履修する。〉</p>	<p>20. 通訳章</p> <p>(1) <b>公益財団法人日本英語検定協会</b>の行う<b>実用英語技能検定(英検)</b>の3級以上に合格するか、<b>またはそれと同等以上の英語検定に合格すること。</b></p> <p>(2) <b>通訳、説明などを求められる次の場面をそれぞれ自ら想定し、「自分の英語」で説明文を作成して、口頭で発表すること。</b>  ア 道案内 イ 買物 ウ 簡単な紹介・伝言  エ 掲示文の大体の説明 オ 祭り、行事、品物などの説明</p> <p>(3) <b>1日30分以上</b>のラジオ英語放送（ニュース・<u>スポーツ</u>・天気予報・ドラマなど）を<b>1週間以上継続して試聴する。このうち、3つ以上の番組の内容について、それぞれ100字程度の簡単な報告書を日本語で作成し、提出する</b>（翻訳ではない）。報告書には聞いた日時、番組名を記入すること。</p> <p>(4) 簡単な日記を<b>1週間以上</b>継続して英語で書き、さしつかえない部分を審査時に提示すること。</p> <p>〈※ 英語以外の言語については、上記の「英語」部分を他の言語に置き換えた上で、上記と同等と判断される細目を履修する。〉</p>	<p>(1)文部科学省の技能審査認定制度が廃止されたことにより、国内で実施される同等の検定に範囲を広げ、その試験に合格することで英語の実力を示す。同等の「実力を有する」ことを示すため、検定合格を基準とする。</p> <p>(2)細目説明文の文言の整理。</p> <p>(3)画面から内容が理解できては意味が無いので、音声だけのラジオ英語放送とした。解説、スポット、アナウンスメントなどは単独では存在しないため、削除した。・期間、分量を明示した。細目説明文の文言の整理。</p> <p>(4)継続する期間が示されていないため、1週間と期間を明示した。</p>
<p>26. 華道章</p> <p>(1) 活け花の起源と歴史、様式の変遷を簡単に説明すること。</p> <p>(2) 指定された花材について、次のことができること。  ア 切り方 イ 水揚げ ウ 撓め エ 留め</p> <p>(3) 自分の流派の基本の花型を用いて3つ以上の作品を提出すること。</p> <p>(4) 四季の代表的な花材を各々3つ以上あげ、その特徴について述べること。</p> <p>(5) 活け花の展覧会（花展）等に行って、実際の作品を鑑賞すること。</p> <p>(6) 作品を2回以上、発表会等に出品した経験を有すること。</p>	<p>26. 華道章</p> <p>(1) 活け花の起源と歴史、様式の変遷を<b>800字以上でまとめる</b>こと。</p> <p>(2) 指定された花材について、次のことができること。  ア 切り方 イ 水揚げ ウ 撓め エ 留め</p> <p>(3) 自分の流派の基本の花型を用いて、<b>審査員の前で作品を完成させること。また、これまでの作品の写真を2つ以上提出</b>すること。</p> <p>(4) 四季の代表的な花材を各々3つ以上あげ、その特徴について述べること。</p> <p>(5) 活け花の展覧会（花展）等に行って、実際の作品を鑑賞すること。</p> <p>(6) 作品を2回以上、発表会等に出品した経験を有すること。</p>	<p>どの程度説明すればよいか明確で無いため、字数で最低量を示した。</p> <p>3つの作品の花材等を同時に審査員に持ち込むことが困難である。また、大きな作品である必要はないため、審査員の前で作品を完成させるほうが審査の効果が高まると思われる。</p>

審査細目（改正前）	審査細目（改正後）	備考
<p>28. 写真章</p> <p>(1) <u>自分の使っている写真機に適する同調発光器について、種類、名称、発光特性とシャッター開度との関係を説明すること。</u></p> <p>(2) <u>普通の露出計の原理と、その取扱い上の注意事項を説明すること。</u></p> <p>(3) 示された作品5種について、撮影、印画、処理、構図、照明、採光、その他の観点より、批判し優劣の順位をつけること。</p> <p>(4) 3か月以上の団、隊の活動の写真記録を作成し、団内に発表すること。</p> <p>(5) 作品を2回以上展示会に出品、または投稿した経験を有すること。</p>	<p>28. 写真章</p> <p>(1) <b>自分の使っている写真機に応じて次の項目について説明をすること。</b>  <b>ア フィルムカメラの場合</b>  (ア) フィルム感度と露出、シャッター速度の関係について  (イ) ネガフィルムとポジフィルムについて  <b>イ デジタルカメラの場合</b>  (ア) 画素数の単位について  (イ) 記憶媒体の種類と特徴について</p> <p>(2) <b>露出計の種類を3つ以上挙げ、そのうちの2種類について、その原理と取扱い上の注意事項を説明すること。</b></p> <p>(3) 示された作品5種について、撮影、印画、処理、構図、照明、採光、その他の観点より、批判し優劣の順位をつけること。</p> <p>(4) 3か月以上の団、隊の活動の写真記録を作成し、団内に発表すること。</p> <p>(5) 作品を2回以上展示会に出品、または投稿した経験を有すること。</p>	<p>現在ではデジタルカメラが広く普及しており、現行の写真章ではフィルムカメラにのみ対応している内容が多く見られた。そのため、所持している写真機がどちらであっても対応できる項目とした。</p> <p>露出計の種類が多いため、「普通」という曖昧な表現をなくした。</p>

<p style="text-align: center;">考査細目（改正前）</p>	<p style="text-align: center;">考査細目（改正後）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>32. 文化財保護章</p> <p>(1) 文化財保護法に規定する「文化財」の意味を知り、それを保護する必要について説明すること。</p> <p>(2) <u>自分の地域内（市町村）で国・都道府県及び市町村によって</u>指定されている文化財を歴史博物館・美術館等で実際に調べ、その概要について説明すること。</p> <p>(3) 次の4つの内から1つを選び、それができること。</p> <p>ア 有形文化財</p> <p>(ア) 建造物、絵画、彫刻、工芸品のいずれかの部門を選び、自分の県内におけるその部門の国宝・重要文化財・登録文化財を実地調査し、<u>レポートを提出する。</u></p> <p>イ 史跡</p> <p>(イ) 自分の地域内における史跡をいくつか訪問し、それに関する史実を調べて、それぞれの時代に与えた影響についてレポートを提出する。</p> <p>ウ 天然記念物</p> <p>(ウ) 特別天然記念物の名称5つをあげ、それについて説明する。</p> <p>(イ) 自分の県内における国の天然記念物の名称をあげ、その所在地、特徴などについて説明する。</p> <p>(ウ) 天然記念物の保護について、自分の地域内または県内の天然記念物の保護を目的とするポスターを作成し、適当な場所に展示して啓発を促す。</p> <p>エ 埋蔵文化財</p> <p>(ア) 縄文・弥生・古墳各時代の土器及び縄文・弥生各時代の石器の特徴についてレポートを提出する。</p> <p>(イ) 古墳時代各期の特徴と古墳各部の名称をまとめて、説明する。</p> <p>(4) 地形図等を参考に<u>昔と今の違いをまとめレポートを提出する。</u></p>	<p>32. 文化財保護章</p> <p>(1) 文化財保護法に規定する「文化財」の意味を知り、それを保護する必要について説明すること。</p> <p>(2) <b>自分の住む市区町村及びその近隣で国・都道府県および市区町村によって</b>指定されている文化財を歴史博物館・美術館等で実際に調べ、その概要について説明すること。</p> <p>(3) 次の4つの内から1つを選び、それができること。</p> <p>ア 有形文化財</p> <p>(ア) 建造物、絵画、彫刻、工芸品のいずれかの部門を選び、自分の県内におけるその部門の国宝・重要文化財・登録文化財を実地調査し、<b>800字以上の</b>レポートを提出する。</p> <p>イ 史跡</p> <p>(イ) 自分の地域内における史跡をいくつか訪問し、それに関する史実を調べて、それぞれの時代に与えた影響についてレポートを提出する。</p> <p>ウ 天然記念物</p> <p>(ウ) 特別天然記念物の名称5つをあげ、それについて説明する。</p> <p>(イ) 自分の県内における国の天然記念物の名称をあげ、その所在地、特徴などについて説明する。</p> <p>(ウ) 天然記念物の保護について、自分の地域内または県内の天然記念物の保護を目的とするポスターを作成し、適当な場所に展示して啓発を促す。</p> <p>エ 埋蔵文化財</p> <p>(ア) 縄文・弥生・古墳各時代の土器及び縄文・弥生各時代の石器の特徴についてレポートを提出する。</p> <p>(イ) 古墳時代各期の特徴と古墳各部の名称をまとめて、説明する。</p> <p>(4) 地形図等を参考に、<b>自らの住む市区町村の</b>昔と今の違いをまとめ、<b>800字以上の</b>レポートを提出する。</p>	<p>区を入れた。</p> <p>市区町村内に指定文化財ない場合、近隣のものでよいこととした。</p> <p>レポートについてはその分量を 800 字以上と定めた。</p> <p>対象とする地域を自らの住む市区町村に限定した。レポートについてはその分量を 800 字以上と定めた。</p>



考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p>34. 安全章</p> <p>(1) 隊または班の安全係を3か月以上担当し、隊（班）キャンプにおける衛生ならびに危険防止の係になった経験を有すること。（安全係はスカウト活動及び一般戸外運動における危険防止を担当する）</p> <p>(2) 2泊以上のキャンプにおけるプログラム及び野営生活での危険を予測し、発生すると思われる事項を想定し、その対策について説明できること。</p> <p>(3) <u>自家</u>における危険なものを処理すること。特に火災の原因となる物を列挙し、その保管方法及び処理方法を説明すること。</p> <p>(4) <u>自家</u>各部屋の電気コンセント及びガス栓に接続されている器具について説明し、安全に使用されているか、その問題点を説明する。</p> <p>(5) 漏電やガス漏れ事故の原因を説明すること。</p> <p>(6) 常に<u>自家</u>の周辺の危険物及び危険箇所を調べ、その処理改善方法が説明できること。</p> <p>(7) <u>自家</u>、学校または、勤務先、電車、バスなどで地震または火災が起こったときの避難場所、及び正しい避難方法を知り、これを説明すること。</p> <p>(8) 歩行者を円滑に誘導、交通整理奉仕した経験、またはその能力を有すること。</p> <p>(9) 身の回りで起こり得る危険なことについて、その時の状況、処置（判断）、予防方法について説明できること。</p>	<p>34. 安全章</p> <p>(1) 隊または班の安全係を3か月以上担当し、隊（班）キャンプにおける衛生ならびに危険防止の係になった経験を有すること。（安全係はスカウト活動及び一般戸外運動における危険防止を担当する）</p> <p>(2) 2泊以上のキャンプにおけるプログラム及び野営生活での危険を予測し、発生すると思われる事項を想定し、その対策について説明できること。</p> <p>(3) <u>自宅</u>における危険なものを処理すること。特に火災の原因となる物を列挙し、その保管方法及び処理方法を説明すること。</p> <p>(4) <u>自宅</u>の各部屋の電気コンセント及びガス栓に接続されている器具について説明し、安全に使用されているか、その問題点を説明する。</p> <p>(5) 漏電やガス漏れ事故の原因を説明すること。</p> <p>(6) 常に<u>自宅</u>の周辺の危険物及び危険箇所を調べ、その処理改善方法が説明できること。</p> <p>(7) <u>自宅</u>、学校または、勤務先、電車、バスなどで地震または火災が起こったときの避難場所、及び正しい避難方法を知り、これを説明すること。</p> <p>(8) 歩行者を円滑に誘導、交通整理奉仕した経験、またはその能力を有すること。</p> <p>(9) 身の回りで起こり得る危険なことについて、その時の状況、処置（判断）、予防方法について説明できること。</p>	<p>自家→自宅 言葉の整理</p>

考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p><b>39. 裁縫章</b></p> <p>(1) ファスナー（チャック）を取り付けた作品を製作すること。</p> <p>(2) 次の内2種類以上を裁断し、これを手縫いすること。 袋類（米袋、救急用品袋、食器袋、洗面用具袋、手旗袋、ペグ袋、裁縫道具袋）、雑巾</p> <p>(3) 身近にあるミシンの使い方と手入れ法を知ること。</p> <p>(4) ア <u>縮尺定</u>などを用いて、採寸、製図の原則を知ること。 イ カギサキ、ボタンつけなど、簡単な補修ができる。</p> <p>(5) 掌革と帆縫針の使用法を知り、これを用いて次の内2種の作業を行い、その成果を提出すること。 ア テント補修 イ リュックサック、またはハバザックの作製または補修 ウ 皮革製品の作製または補修</p>	<p><b>39. 裁縫章</b></p> <p>(1) ファスナー（チャック）を取り付けた作品を製作すること。</p> <p>(2) 次の内2種類以上を裁断し、これを手縫いすること。 袋類（米袋、救急用品袋、食器袋、洗面用具袋、手旗袋、ペグ袋、裁縫道具袋）、雑巾</p> <p>(3) 身近にあるミシンの使い方と手入れ法を知ること。</p> <p>(4) ア <u>縮尺定規</u>などを用いて、採寸、製図の原則を知ること。 イ カギサキ、ボタンつけなど、簡単な補修ができる。</p> <p>(5) 掌革と帆縫針の使用法を知り、これを用いて次の内2種の作業を行い、その成果を提出すること。 ア テント補修 イ リュックサック、またはハバザックの作製または補修 ウ 皮革製品の作製または補修</p>	<p>言葉の整理</p>
<p><b>43. 珠算章</b></p> <p>(1) 次に掲げる珠算検定試験のいずれか1つの第3級に合格すること。 ア 日本商工会議所主催の珠算能力検定試験 イ <u>社団法人</u>全国珠算教育連盟主催の珠算検定試験 ウ <u>財団法人</u>全国商業高等学校協会主催の珠算実務検定試験 エ 全国商工会連合会主催の珠算能力検定試験</p> <p>(2) 会計係として、班の会計または家計などの計算実務に3か月以上従事した経験を有すること。</p>	<p><b>43. 珠算章</b></p> <p>(1) 次に掲げる珠算検定試験のいずれか1つの第3級に合格すること。 ア 日本商工会議所主催の珠算能力検定試験 イ <u>公益</u>社団法人全国珠算教育連盟主催の珠算検定試験 ウ <u>公益</u>財団法人全国商業高等学校協会主催の珠算実務検定試験 エ 全国商工会連合会主催の珠算能力検定試験</p> <p>(2) 会計係として、班の会計または家計などの計算実務に3か月以上従事した経験を有すること。</p>	<p>言葉の整理 言葉の整理</p>

考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p>44. 消防章</p> <p>(1) 一般家庭における火災の原因を3つ以上あげ、自宅の火元を点検し、点検漏れになりがちな所について説明すること。</p> <p>(2) 自宅にある防火用具と消火器材の使用法一覧表を提出すること。</p> <p>(3) 自宅、隊本部、自校及びその付近に火災が起こった場合、正確に消防署へ火災通報が急報できること。</p> <p>(4) 自宅付近半径100mにある消火栓、あるいは消火に利用できる池、川を地図上に記載すること。</p> <p>(5) 山火事の多い季節（月名）とその原因を知り、山火事の消し方について説明すること。</p> <p>(6) 次のスカウト用具が出火または消火時、役立つ場合を説明すること。 ロープ、おのまたはなた、グランドシート、フライシート、毛布、笛、布バケツ</p> <p>(7) 消防署または経験者の協力を得て、小型消火器による消火訓練の経験があること。</p> <p>(8) 昼夜を問わず、出火または延焼の場合に、いかに安全に家人を退避させ、貴重品を搬出するかの方法について、その計画を立案提出すること。</p> <p>(9) 次の場合を想定し、自己の安全と救出方法を述べ実演すること。 ア 火災または煙に包まれた家の中から脱出する方法 イ 幼老病者の救出法 ウ 衣服に火がついた者を救う法 エ 火煙中から失神した者を救い出す方法</p> <p>(10) 地震等の災害時の火元の始末について説明できること。</p>	<p>44. 消防章</p> <p>(1) 一般家庭における火災の原因を3つ以上あげること。また、自宅の火元を点検し、点検漏れになりがちな所について説明すること。</p> <p>(2) 自宅にある防火用具と消火器材の使用法一覧表を提出すること。</p> <p>(3) 自宅、隊本部、自校及びその付近に火災が起こった場合、正確に消防署へ火災通報が急報できること。</p> <p>(4) 自宅付近半径100mにある消火栓、防火用水に利用できる池、川などを地図上で明示すること。</p> <p>(5) 山火事の多い時期とその原因、及び山火事の消火方法について説明すること。</p> <p>(6) 次のスカウト用具が出火または消火時、役立つ場合を説明すること。 ロープ、おのまたはなた、グランドシート、フライシート、毛布、笛、布バケツ</p> <p>(7) 消防署または経験者の協力を得て、小型消火器による消火訓練の経験があること。</p> <p>(8) 火災が起きた場合に、安全に家族を退避させ、貴重品を搬出する計画を立案し、提出すること。</p> <p>(9) 次の場合を想定し、自己の安全と救出方法を述べ実演すること。 ア 火災または煙に包まれた家の中から脱出する方法 イ 幼老病者の救出法 ウ 衣服に火がついた者を救う法 エ 火煙中から失神した者を救い出す方法</p> <p>(10) 地震の際の火元の始末について、説明すること。</p>	<p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p>

考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p>46. 森林愛護章</p> <p>(1) 灌木及び喬木それぞれの 10 種以上を識別し、その名称と特性を説明できること。</p> <p>(2) 用材となる植物 10 種以上を知り、それぞれの用途を述べること。</p> <p>(3) 森林愛護のための立札などを作り、標語、ポスターを作って掲示すること。</p> <p>(4) 森林を害する害虫と害獣を知り、その防除法を知ること。</p> <p>(5) 樹木の種子 3 種以上を採集し、たねまきした経験があること、または実生の採集、移植の経験を有すること。</p> <p>(6) <u>植林の経験（新植、間伐、下刈り、手入れのすべて）を有すること。</u></p> <p>(7) 森林被害の統計を調べ、その原因について考察すること。</p> <p>(8) 森林火災の予防措置と消火法及び森林火災発見に際してとるべき措置を知ること。</p> <p>(9) 「自然保護憲章」の概要を知り、説明できること。</p>	<p>46. 森林愛護章</p> <p>(1) 灌木及び喬木それぞれの 10 種以上を識別し、その名称と特性を説明できること。</p> <p>(2) 用材となる植物 10 種以上を知り、それぞれの用途を述べること。</p> <p>(3) 森林愛護のための立札などを作り、標語、ポスターを作って掲示すること。</p> <p>(4) 森林を害する害虫と害獣を知り、その防除法を知ること。</p> <p>(5) 樹木の種子 3 種以上を採集し、たねまきした経験があること、または実生の採集、移植の経験を有すること。</p> <p>(6) <b>植林に関する次の項目すべての経験を有すること。</b>  <b>ア 新植 イ 間伐 ウ 下刈り エ 手入れ</b></p> <p>(7) 森林被害の統計を調べ、その原因について考察すること。</p> <p>(8) 森林火災の予防措置と消火法及び森林火災発見に際してとるべき措置を知ること。</p> <p>(9) 「自然保護憲章」の概要を知り、説明できること。</p>	<p>言葉の整理</p>

考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p>48. 測量章</p> <p>(1) 歩測が誤差5%以内で正しく行えること。(草地、道路、砂礫地など地表の状況が異なる200m×200m以上の平らな場所で、それぞれあらかじめ定められた2点間を3回歩測し、誤差の平均が5%以内であること)</p> <p>(2) 簡易（見通し式）測量法を知り、相似三角形を利用して川幅が測定できること。</p> <p>(3) 高さの測定法を3種以上知り、その内2つ以上を実演すること。</p> <p>(4) 次の簡易測量器を自分で作り、実際に使用できること。  ア 仰角簡易測器および正切簡易測器  イ 厚紙（3cm×31cm）に次の縮尺の目盛りを付けた簡易直定規を作成  1/200、 1/250、 1/500</p> <p>(5) <u>ピタゴラスの定理</u>を応用して、巻尺またはコンベックスを使って、直角を出す方法を熟知する。</p> <p>(6) 自分の家あるいは隊本部付近のおもな建物、鉄道、道路、その他目標となる地物を含む2km×1km程度の地域の実測図をコンパス、自製の測量器、歩測等を利用して作製（縮尺1/1200～1/1500）し、野帳その他の資料を添えて提出すること。</p> <p>(7) トランシットを実際に操作し、歩測簡易測器で測量した結果との相違を知る。</p>	<p>48. 測量章</p> <p>(1) 歩測が誤差5%以内で正しく行えること。(草地、道路、砂礫地など地表の状況が異なる200m×200m以上の平らな場所で、それぞれあらかじめ定められた2点間を3回歩測し、誤差の平均が5%以内であること)</p> <p>(2) 簡易（見通し式）測量法を知り、相似三角形を利用して川幅が測定できること。</p> <p>(3) 高さの測定法を3種以上知り、その内2つ以上を実演すること。</p> <p>(4) 次の簡易測量器を自分で作り、実際に使用できること。  ア 仰角簡易測器および正切簡易測器  イ 厚紙（3cm×31cm）に次の縮尺の目盛りを付けた簡易直定規を作成  1/200、 1/250、 1/500</p> <p>(5) <b>三平方</b>の定理を応用して、巻尺またはコンベックスを使って、直角を出す方法を熟知する。</p> <p>(6) 自分の家あるいは隊本部付近のおもな建物、鉄道、道路、その他目標となる地物を含む2km×1km程度の地域の実測図をコンパス、自製の測量器、歩測等を利用して作製（縮尺1/1200～1/1500）し、野帳その他の資料を添えて提出すること。</p> <p>(7) トランシットを実際に操作し、歩測簡易測器で測量した結果との相違を知る。</p>	<p>文言の訂正</p>

<p style="text-align: center;">考査細目（改正前）</p>	<p style="text-align: center;">考査細目（改正後）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>49. 測候章</p> <p>(1) 次の<u>それぞれの</u>構造と用法を知ること。 ア 風向計 イ 温度計 ウ 気圧計 エ 風力計 オ 雨量計</p> <p>(2) <u>雷に関する一般知識、避雷について知識を有すること。</u></p> <p>(3) 少なくとも1か月以上、毎日同時刻に気温、湿度、雲向、雲量の観測を実施し、その記録を作成すること。</p> <p>(4) <u>獣類、昆虫、鳥類、魚類、雲の状態を観察して行う天候の予測法を3種類以上知ること。</u></p> <p>(5) 風力の階級を知り、<u>これを実際に判断し得ること。</u></p> <p>(6) <u>気温と飽和水蒸気圧の関係、気候の関係及び高気圧、低気圧、各種前線について知ること。</u></p> <p>(7) 天気図を判読<u>でき、自分で天気図を書き、簡単な解説をし得ること。</u></p> <p>(8) 天気予報が出されるまでの作業課程の概要を説明し得ること。台風、梅雨、霜、雷の発生原因と時期について知ること。</p>	<p>49. 測候章</p> <p>(1) 次の<u>計測器</u>の構造と用法を知ること。 ア 風向計 イ 温度計 ウ 気圧計 エ 風力計 オ 雨量計</p> <p>(2) <u>雷、及び避雷の方法について説明できること。</u></p> <p>(3) 少なくとも1か月以上、毎日同時刻に気温、湿度、雲向、雲量の観測を実施し、その記録を作成すること。</p> <p>(4) <u>自然現象や生物の行動の様子を観察して行う天候の予測法（観天望気）を3種類以上知ること。</u></p> <p>(5) 風力の階級を知り、<u>実際に判定すること。</u></p> <p>(6) 気温、<u>飽和水蒸気圧と気候の関係</u>、及び高気圧、低気圧、各種前線について知ること。</p> <p>(7) 天気図を判読<u>できること。また、自分で天気図を書き、簡単な説明できること。</u></p> <p>(8) 天気予報が出されるまでの作業課程の概要を説明し得ること。台風、梅雨、霜、雷の発生原因と時期について知ること。</p>	<p>各細目説明文の文言の整理</p>
<p>50. 鳥類保護章</p> <p>(1) その地方にすむ鳥類 10 種以上の名称、形態、習性を知ること。 (渡り鳥を含む)</p> <p>(2) 鳥類の保護、禁猟期及び、禁猟区についての法規を知ること。</p> <p>(3) 農業及び林業に害を与える昆虫、雑草の種、または野ネズミなどを捕獲、駆除する鳥類について、その 10 種以上の名称、形態、色彩、生態、分布を簡単に記述した表を作成すること。</p> <p>(4) 3つの異なる生息地（野原、林野、農地、沼沢、<u>川岸など</u>）のそれぞれにおいて、1 種以上の鳥の生態を観察し、写真またはスケッチを付した観察記録を作成すること。</p>	<p>50. 鳥類保護章</p> <p>(1) その地方にすむ鳥類 10 種以上の名称、形態、習性を知ること。 (渡り鳥を含む)</p> <p>(2) 鳥類の保護、禁猟期及び、禁猟区についての法規を知ること。</p> <p>(3) 農業及び林業に害を与える昆虫、雑草の種、または野ネズミなどを捕獲、駆除する鳥類について、その 10 種以上の名称、形態、色彩、生態、分布を簡単に記述した表を作成すること。</p> <p>(4) 3つの異なる生息地（野原、林野、農地、沼沢、川岸、<u>海岸など</u>）のそれぞれにおいて、1 種以上の鳥の生態を観察し、写真またはスケッチを付した観察記録を作成すること。</p>	<p>生息地に「海岸」を追加</p>

審査細目（改正前）	審査細目（改正後）	備考
<p>55. 土壌章</p> <p>(1) 酸性土壌の検出法2種以上について説明でき、その1種について実演すること。</p> <p>(2) 土壌の化学的成分を説明できること。</p> <p>(3) 湿土の取り扱いと改良法について説明できること。</p> <p>(4) <u>農耕地の土壌改良法3種以上をあげ、</u>説明できること。</p> <p>(5) 次のうち1種について説明できること。  ア 農耕地または芝生の地力の劣化防止法2種以上  イ 荒地の再生法3種以上</p> <p>(6) 農耕地で5種の耕土を採取し、びん詰めとして標本を作り、採取の場所を記して提出すること。</p> <p>(7) 近隣の地形をもとに土壌の崩壊を防ぐプランを立案し、設計図により説明できること。</p>	<p>55. 土壌章</p> <p>(1) 酸性土壌の検出法2種以上について説明でき、その<u>うち</u>1種について実演すること。</p> <p>(2) 土壌の化学的成分を説明できること。</p> <p>(3) 湿土の取り扱いと改良法について説明できること。</p> <p>(4) <u>土壌と動植物、微生物の関係について</u>説明できること。</p> <p>(5) 次のうち1種について説明できること。  ア 農耕地または芝生の地力の劣化防止法2種以上  イ 荒地の再生法3種以上</p> <p>(6) 農耕地で5種の耕土を採取し、びん詰めとして標本を作り、採取の場所を記して提出すること。</p> <p>(7) 近隣の地形をもとに土壌の崩壊を防ぐプランを立案し、設計図により説明できること。</p>	<p>言葉の整理</p> <p>審査細目が(5)と大きく違わないため、土壌に大きく影響を与える動植物との関係を説明する細目と入れ替えた。変更後の細目は、(2)の化学的成分とも大きな関係がある。</p>
<p>58. 簿記章</p> <p>(1) 次に掲げる簿記検定試験のいずれか1つに合格すること。  ア 日本商工会議所主催の簿記検定3級  イ <u>財団法人</u>全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定第2級</p> <p>(2) 決算書などを例示し、次のことを説明できること。  ア 流動資産と流動負債   イ 引当金   ウ 営業外損益  エ 固定資産と減価償却   オ 付加価値または仕訳帳</p>	<p>58. 簿記章</p> <p>(1) 次に掲げる簿記検定試験のいずれか1つに合格すること。  ア 日本商工会議所主催の簿記検定3級  イ <u>公益</u>財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定第2級</p> <p>(2) 決算書などを例示し、次のことを説明できること。  ア 流動資産と流動負債   イ 引当金   ウ 営業外損益  エ 固定資産と減価償却   オ 付加価値または仕訳帳</p>	<p>言葉の整理</p>

審査細目（改正前）	審査細目（改正後）	備考
<p>61. 養鶏章</p> <p>(1) ふ化法の原理を知り、親鶏によるふ化またはふ卵器によるふ化を<u>試み</u>、その記録を提出すること。</p> <p>(2) <u>給餌について、改良実験を行い、その報告書を提出すること。</u></p> <p>(3) 食用とする鶏の処理ができること。</p> <p>(4) 市場に出荷するための鶏、種卵、及び食卵の荷造りができること。</p> <p>(5) 鶏の害獣及び害虫の防御法と、一般傷病の予防法、手当法を説明できること。</p> <p>(6) 鶏ふんの利用法を説明できること。</p> <p>(7) 衛生的で、経済的な鶏舎を設計し、特に悪臭防止または除去法の注意点を説明できること。</p> <p>(8) <u>ひよこを育て、その育すう日記を提出すること。</u></p> <p>(9) <u>産卵を6か月記録し、その報告書を作成すること。</u></p>	<p>61. 養鶏章</p> <p>(1) ふ化法の原理を知り、親鶏によるふ化またはふ卵器によるふ化を<u>行い</u>、その記録を提出すること。</p> <p>(2) <u>身近な養鶏場所における給餌に関する改良方法を考え、その実験を行い、報告書を提出すること。</u></p> <p>(3) 食用とする鶏の処理ができること。</p> <p>(4) 市場に出荷するための鶏、種卵、及び食卵の荷造りができること。</p> <p>(5) 鶏の害獣及び害虫の防御法と、一般傷病の予防法、手当法を説明できること。</p> <p>(6) 鶏ふんの利用法を説明できること。</p> <p>(7) 衛生的で、経済的な鶏舎を設計し、特に悪臭防止または除去法の注意点を説明できること。</p> <p>(8) <u>鶏を雛から成鳥になるまで育て、その育すう日記を提出すること。</u></p> <p>(9) <u>「鳥インフルエンザの危険性」と「鳥インフルエンザの人への感染」について説明できること。</u></p>	<p>言葉の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>育すう期間が不明確なため、期間を明示</p> <p>養鶏場の近くに住むことが要件となる産卵の報告書作成をやめ、現在社会的な問題となっている鳥インフルエンザについての知識を確認する。</p>



考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p><b>66. オリエンテーリング章</b></p> <p>(1) オリエンテーリングの意義を説明し、その歴史について述べること。また、ポイントオリエンテーリングとスコアオリエンテーリングの違いを説明できること。</p> <p>(2) 次のことができること。  ア 基本的な読図力を有すること。  イ 磁針の偏差の意味を説明する。  ウ <u>君が住んでいる</u>地域の地形図に磁北線を引く。  エ シルバコンパスにより、バックベアリング、クロスベアリングができる。</p> <p>(3) コースの設定に必要な条件及び注意事項について説明すること。</p> <p>(4) 都道府県オリエンテーリング協会・委員会などが主催するオリエンテーリング大会（少なくとも1つは個人の部に出場すること。他は「パーマネントコース」でもよい）3つに参加し、コースを記入した使用地図のコピーに自分のとったコース（赤線で）、各コントロール間の所要時間を記入した資料を添えて、レポートを提出すること。</p> <p>(5) 少なくとも5つのコントロールを有する2km以上の「ポイントオリエンテーリング」のコース、または制限時間を60分とする「スコアオリエンテーリング」のコースを考えて地図に記入し、「ポイント位置説明表」をそえて提出すること。</p> <p>(6) オリエンテーリングの基本的な技術を班や隊で指導できること。</p> <p>(7) オリエンテーリングで守るべきエチケットを説明できること。</p>	<p><b>66. オリエンテーリング章</b></p> <p>(1) オリエンテーリングの意義を説明し、その歴史について述べること。また、ポイントオリエンテーリングとスコアオリエンテーリングの違いを説明できること。</p> <p>(2) 次のことができること。  ア 基本的な読図力を有すること。  イ 磁針の偏差の意味を説明する。  ウ <u>自宅がある</u>地域の地形図に磁北線を引く。  エ シルバコンパスにより、バックベアリング、クロスベアリングができる。</p> <p>(3) コースの設定に必要な条件及び注意事項について説明すること。</p> <p>(4) 都道府県オリエンテーリング協会・委員会などが主催するオリエンテーリング大会（少なくとも1つは個人の部に出場すること。他は「パーマネントコース」でもよい）3つに参加し、コースを記入した使用地図のコピーに自分のとったコース（赤線で）、各コントロール間の所要時間を記入した資料を添えて、レポートを提出すること。</p> <p>(5) 少なくとも5つのコントロールを有する2km以上の「ポイントオリエンテーリング」のコース、または制限時間を60分とする「スコアオリエンテーリング」のコースを考えて地図に記入し、「ポイント位置説明表」をそえて提出すること。</p> <p>(6) オリエンテーリングの基本的な技術を班や隊で指導できること。</p> <p>(7) オリエンテーリングで守るべきエチケットを説明できること。</p>	<p>言葉の整理</p>

考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p>67. カヌー章</p> <p>(1) 水泳章を有すること。</p> <p>(2) カヌーの歴史及び競技カヌーの種類について説明すること。</p> <p>(3) カヌーの標準装備（カヤック1人乗り・カナディアン1人乗り）及び付属品について<u>名称</u>をあげてその正しい使い方を説明すること。</p> <p>(4) <u>静水</u>においてK1（カヤック1人乗り）またはC1（カナディアン1人乗り）を用いて次のことができること。</p> <p>ア カヌーの正しい選び方。</p> <p>イ 棧橋（船台）を利用して艇に乗り降りする。</p> <p>ウ 45度傾いた艇においてバランスをとり復元する。</p> <p>エ 正しいパドリングで50m直進し、停止する。</p> <p>オ 基本パドリングのうち、基本漕ぎ（直進）、逆漕ぎ（逆進）、引き漕ぎ（引きよせ）操作ができる。</p> <p>カ 転覆した艇から<u>脱出し、艇をおこし</u>、パドルを入れ棧橋（船台）、プールサイドに艇を移動して水を出す。</p> <p>(5) カヌーの取り扱い、手入れ及び修理について説明すること。</p> <p>(6) 練習上の注意事項及び安全について説明できること。</p> <p>(7) 次のことを説明すること。</p> <p>ア カヌーイストとしてのマナーと心がけ。</p> <p>イ <u>レーシングカヌー（静水オリンピック種目）とスラローム、ワイルドウォーター（溪流）の違い。</u></p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉</p>	<p>67. カヌー章</p> <p>(1) 水泳章を有すること。</p> <p>(2) カヌーの歴史及び競技カヌーの種類について説明すること。</p> <p>(3) カヌーの標準装備（カヤック1人乗り・カナディアン1人乗り）及び付属品について、<u>その名称</u>と正しい使い方を説明すること。</p> <p>(4) K1（カヤック1人乗り）またはC1（カナディアン1人乗り）を用い、<u>静水</u>において次のことができること。</p> <p>ア カヌーの正しい選び方。</p> <p>イ 棧橋（船台）を利用して艇に乗り降りする。</p> <p>ウ 45度傾いた艇においてバランスをとり復元する。</p> <p>エ 正しいパドリングで50m直進し、停止する。</p> <p>オ 基本パドリングのうち、基本漕ぎ（直進）、逆漕ぎ（逆進）、引き漕ぎ（引きよせ）操作ができる。</p> <p>カ 転覆した艇から脱出する。<u>その後水上で艇をおこし</u>、棧橋（船台）などに艇を移動させ水を出す。</p> <p>(5) カヌーの取り扱い、手入れ及び修理について説明すること。</p> <p>(6) 練習上の注意事項及び安全について説明できること。</p> <p>(7) 次のことを説明すること。</p> <p>ア カヌーイストとしてのマナーと心がけ。</p> <p>イ <u>国際カヌー連盟が統括する競技カヌーである、カヌースプリント、カヌースラローム、カヌーワイルドウォーターの違い。</u></p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉</p>	<p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理。</p> <p>国際カヌー連盟が統括する競技カヌーの種目名で競技名を統一し、違いを理解しやすくした。</p>

<p style="text-align: center;">考査細目（改正前）</p>	<p style="text-align: center;">考査細目（改正後）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>69. スキー章</p> <p>(1) スキー用具、服装について、手入れや保存法の注意点をあげ、説明できること。</p> <p>(2) スキーのエチケット、マナー及び安全対策について説明でき、次の事項が実演できること。</p> <p>ア 凍傷、捻挫、骨折の応急手当て</p> <p>イ 雪上における負傷者の運搬（救急そりの作り方を含む）</p> <p>(3) 次の種目を実演できること。</p> <p>ア プルークボーゲン（20 m×100 m 平滑な中斜面）</p> <p>イ シュテム・ターン（20 m×100 m 平滑な中斜面）</p> <p>ウ パラレル・ターン（40 m×100 m 平滑な中斜面）</p> <p>エ 総合滑降（50 m×200 m 不整地を含む中斜面）</p> <p>〈※ <u>全日本スキー連盟</u> <u>バッジ・テスト</u> 2級検定以上に合格している者は、前記(3)の細目は合格とする。〉</p>	<p>69. スキー章</p> <p>(1) スキー用具、服装について、手入れや保存法の注意点をあげ、説明できること。</p> <p>(2) スキーのエチケット、マナー及び安全対策について説明でき、次の事項が実演できること。</p> <p>ア 凍傷、捻挫、骨折の応急手当て</p> <p>イ 雪上における負傷者の運搬（救急そりの作り方を含む）</p> <p>(3) 次の種目を実演できること。</p> <p>ア プルークボーゲン（20 m×100 m 平滑な中斜面）</p> <p>イ シュテム・ターン（20 m×100 m 平滑な中斜面）</p> <p>ウ パラレル・ターン（40 m×100 m 平滑な中斜面）</p> <p>エ 総合滑降（50 m×200 m 不整地を含む中斜面）</p> <p>〈※ <b>公益財団法人</b>全日本スキー連盟<b>主催</b>の<b>スキーバッジ</b>テストの2級以上に合格している者は、前記(3)の細目は合格とする。〉</p>	<p>但し書きの文言整理</p>

考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p>70. スケート章</p> <p>(1) スケートの歴史を簡単に説明すること。</p> <p>(2) スケートの原理を述べ、スケート靴の選び方、はき方、及びブレードの手入れについて説明すること。</p> <p>(3) 次のスケート技術を実演すること。</p> <p>ア 20 mを10 くらいのスโตรークで前進滑走し、ハの字型またはイの字型ストッピングで停止する。</p> <p>イ 直径3 m くらいの半円を正しくキャーリングする。</p> <p>ウ 直径5 m くらいの半円を前進のクロッシングをする。</p> <p>エ 前進からバックへのターン、バックから前進へのターンをする。</p> <p>オ 片足でバックスケーティングをする。</p> <p>(4) スピードスケート、フィギュアスケート、アイスホッケーの競技の概要を説明すること。</p> <p>(5) スケートリンク（室内、屋外）で守るべきマナー及び自然結氷の池や湖での注意事項、氷がわれて水中に落ちた時の処置について説明すること。</p> <p>〈 ※ <u>日本スケート連盟</u> プレーン・スケーティング・テストB級以上に合格している者は、前記(3) の細目は合格とする。〉</p>	<p>70. スケート章</p> <p>(1) スケートの歴史を簡単に説明すること。</p> <p>(2) スケートの原理を述べ、スケート靴の選び方、はき方、及びブレードの手入れについて説明すること。</p> <p>(3) 次のスケート技術を実演すること。</p> <p>ア 20 mを10 くらいのスโตรークで前進滑走し、ハの字型またはイの字型ストッピングで停止する。</p> <p>イ 直径3 m くらいの半円を正しくキャーリングする。</p> <p>ウ 直径5 m くらいの半円を前進のクロッシングをする。</p> <p>エ 前進からバックへのターン、バックから前進へのターンをする。</p> <p>オ 片足でバックスケーティングをする。</p> <p>(4) スピードスケート、フィギュアスケート、アイスホッケーの競技の概要を説明すること。</p> <p>(5) スケートリンク（室内、屋外）で守るべきマナー及び自然結氷の池や湖での注意事項、氷がわれて水中に落ちた時の処置について説明すること。</p> <p>〈 ※ <u>公益財団法人</u>日本スケート連盟主催のプレーン・スケーティング・テストのB級以上に合格している者は、前記(3) の細目は合格とする。〉</p>	<p>但し書きの文言整理</p>

考査細目（改正前）	考査細目（改正後）	備考
<p>71. 漕艇章</p> <p>(1) 水泳章を有すること。</p> <p>(2) 艇の点検、整備の要点を知り、説明できること。</p> <p>(3) <u>櫂（かい）、櫓（ろ）、水竿及び爪竿（つめさお）</u>の使用方法を説明できること。</p> <p>(4) 不意の風浪による転覆の防止法、浸水または転覆した場合の処置を説明できること。</p> <p>(5) <u>風雨警報の概要、及び遭難時の信号法が説明できること。</u></p> <p>(6) 技能章考査員の立ち会いまたは同乗のもとで、次のア、イを実施すること。</p> <p>ア 2人乗りまたは3人乗り程度のボートを正しく漕ぎ、各辺 50mの正三角形コースを右回り、左回りで各1巡する。</p> <p>イ 多少の流水面または海上で、他船、棧橋または浮標などに防舷物を使わずに横付け及び離脱ができること。さらに、もやい結び、ふた結びを用いて、艇をもやうこと。</p> <p>(7) 任意の艇で単独または他の者を伴って、1回5時間以上の航行を2回以上行い、その巡航日誌、記録を提出すること。</p> <p>(8) 自分の経験及び他から学習したことがらに基づき、漕艇上の心得、艇の運用、保管上の注意をまとめ、報告すること。</p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉</p>	<p>71. 漕艇章</p> <p>(2) 出航前の艇の点検、帰航時の手入れについて説明できること。</p> <p>(3) オールの使用法を説明できること。</p> <p>(4) 不意の風浪による転覆の防止法、浸水または転覆した場合の処置を説明できること。</p> <p>(5) <b>水上における遭難信号を発信できること。</b></p> <p>(6) 技能章考査員の立ち会いまたは同乗のもとで、次のア、イを実施すること。</p> <p>ア 2人乗りまたは3人乗り程度のボートを正しく漕ぎ、各辺 50mの正三角形コースを右回り、左回りで各1巡する。</p> <p>イ 多少の流水面または海上で、他船、棧橋または浮標などに防舷物を使わずに横付け及び離脱ができること。さらに、もやい結び、ふた結びを用いて、艇をもやうこと。</p> <p>(7) 任意の艇で単独または他の者を伴って、1回5時間以上の航行を2回以上行い、その巡航日誌、記録を提出すること。</p> <p>(8) 自分の経験及び他から学習したことがらに基づき、漕艇上の心得、艇の運用、保管上の注意をまとめ、報告すること。</p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉</p>	<p>櫓、水竿、爪竿は使用することはない、櫂よりもオールが一般的</p> <p>現行の風雨警報の概要、漕艇時の信号法の説明は、具体的になにをさしているのか不明である。むしろ、出航後、水上において非常時に遭遇した場合の信号を発信する技量を有することが必要である。</p>

<p style="text-align: center;">考査細目（改正前）</p>	<p style="text-align: center;">考査細目（改正後）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p><b>73. 馬事章</b></p> <p>(1) 正しく乗馬、下馬すること。</p> <p>(2) 3種の歩度（なみ足、はや足、かけ足）にて乗御できること。</p> <p>(3) 牧草、野草、及び糞飼料の良否を判別できること。</p> <p>(4) 馬具の名称を知り、正しい塗油手入れができること。</p> <p>(5) 馬のスケッチ2種以上を描くこと。</p> <p>(6) 馬の水飼ができる季節と、作業の種類による適当な飼料調合、及び分量を知ること。</p> <p>(7) 馬の病気の兆候と四肢の故障を発見し、<u>早期の応急手当を加え得ること。</u></p> <p>(8) 馬の狂奔の鎮め方と安全な馬けい法を知ること。</p> <p>(9) 蹄鉄を調べ、<u>釘を締める方法と落鉄に対する応急処置を知ること。</u></p> <p>(10) <u>平素</u>及び使役後の馬体検査の要点を説明し、手入れを実演すること。</p> <p>(近づき方、検査の方法、足のあげさせ方、洗蹄、塗油を含む)</p> <p>〈※ 実演は乗馬クラブなどの証印があればよい。〉</p>	<p><b>73. 馬事章</b></p> <p>(1) 正しく乗馬、下馬すること。</p> <p>(2) 3種の歩度（なみ足、はや足、かけ足）にて乗御できること。</p> <p>(3) 牧草、野草、及び飼料の良否を判別できること。</p> <p>(4) 馬具の名称を知り、正しい塗油手入れができること。</p> <p>(5) 馬のスケッチ2種以上を描くこと。</p> <p>(6) 馬の水飼ができること。また、作業の種類による適当な飼料調合及び分量を知り、適切な飼養管理ができること。</p> <p>(7) 「馬の病気の兆候」と「四肢の故障」を発見する<u>方法について説明し、それぞれの応急手当てができること。</u></p> <p>(8) 馬の狂奔の鎮め方と、安全に馬をつなぐ<u>方法を説明できること。</u></p> <p>(9) 蹄鉄の<u>釘を絞める方法と、落鉄に対する応急処置の方法がわかること。</u></p> <p>(10) <u>通常時</u>及び使役後の馬体検査の要点を説明し、手入れを実演すること。</p> <p>(近づき方、検査の方法、足のあげさせ方、洗蹄、塗油を含む)</p> <p>〈※ 実演は乗馬クラブなどの証印があればよい。〉</p>	<p>言葉の整理</p> <p>水飼は自由にできることが原則で季節は関係ない</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>細目説明文の文言の整理</p> <p>言葉の整理</p>
<p><b>74. <u>パワーボート</u>章</b></p> <p>(1) 水泳章を有すること。</p> <p>(2) 2級小型船舶操縦士（総トン数5トン未満限定）免許を取得すること。</p> <p>(3) 海上衝突予防法について述べ、2つ以上の事例について各船のとるべき処置を述べること。</p> <p>(4) 海難防止の処置について設問に答えること。</p> <p>(5) 他船を曳航して最寄りの港に入港すること。</p> <p>(6) 船長として10海里以上の航海を行い、その記録を提出すること。</p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉</p>	<p><b>74. <u>小型船舶</u>章</b></p> <p>(1) 水泳章を有すること。</p> <p>(2) 2級小型船舶操縦士（総トン数5トン未満限定）免許を取得すること。</p> <p>(3) 海上衝突予防法について述べ、2つ以上の事例について各船のとるべき処置を述べること。</p> <p>(4) 海難防止の処置について設問に答えること。</p> <p>(5) 他船を曳航して最寄りの港に入港すること。</p> <p>(6) 船長として10海里以上の航海を行い、その記録を提出すること。</p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケット等）が正しく取り扱えること。〉</p>	<p>名称の変更</p> <p>「パワーボート」は競技（モータースポーツ）を表すため、一般的な小型船舶に改める</p>

<p>75. ヨット章</p> <p>(1) 水泳章を有すること。</p> <p>(2) <u>帆走の原理について説明すること。</u></p> <p>(3) ヨットを帆装別、及び船体別に分類してその特長を述べること。 また、自分が用いるヨットの各部の名称をあげて、その機能を説明すること。</p> <p>(4) 海難防止のための基本的な事項、及び帆走前、帆走中において注意すべき事項について説明すること。</p> <p>(5) 仲間の協力を得て、次のことにより艇を帆走できることを示すこと。 ア 艇を艀装する。 イ ヨット・ハーバーまたは砂浜より発艇する。 ウ ランニング、ビーティング及びリーチングにより、指定されたコースを帆走する。 エ タッキング及びジャイピングにより方向転換する。 オ 艇を止めてアンカーを打つ。 カ ヨット・ハーバーまたは砂浜にもどったときに、すべての用具を点検し格納する。 キ 転覆によって艇から転落した人を救助する。 ク 座礁及び荒天の際にとるべき措置を説明する。</p> <p>(6) 次のことができること。 ア 次のロープ結びができ、その用途を説明する。 スクエアーまたはリーフノット（本結び）、クラブヒッチ（巻き結び）、ツーハーフヒッチ（ふた結び）、もやい結び、8の字結び、ムアリングヒッチ（馬つなぎ）、ひとえつぎ、ショートスプライス イ ロープを巻きあげて、正しく収納する。 ウ ロープの端に索端止めをする。それが用いられる理由を説明する。 エ ヨットに用いられるロープの種類と、それに用いられる繊維の種類、長所短所について述べる。</p> <p>(7) ヨットとその用具を手入れし、年間を通じて保管する方法を説明すること。</p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケッ</p>	<p>75. ヨット章</p> <p>(1) 水泳章を有すること。</p> <p>(2) 帆走の原理について <b>図または模型を用いて</b>説明すること。</p> <p>(3) ヨットを帆装別、及び船体別に分類してその特長を述べること。 また、自分が用いるヨットの各部の名称をあげて、その機能を説明すること。</p> <p>(4) 海難防止のための基本的な事項、及び帆走前、帆走中において注意すべき事項について説明すること。</p> <p>(5) 仲間の協力を得て、次のことにより艇を帆走できることを示すこと。 ア 艇を艀装する。 イ ヨット・ハーバーまたは砂浜より発艇する。 ウ ランニング、ビーティング及びリーチングにより、指定されたコースを帆走する。 エ タッキング及びジャイピングにより方向転換する。 オ 艇を止めてアンカーを打つ。 カ ヨット・ハーバーまたは砂浜にもどったときに、すべての用具を点検し格納する。 キ 転覆によって艇から転落した人を救助する。 ク 座礁及び荒天の際にとるべき措置を説明する。</p> <p>(6) 次のことができること。 ア 次のロープ結びができ、その用途を説明する。 スクエアーまたはリーフノット（本結び）、クラブヒッチ（巻き結び）、ツーハーフヒッチ（ふた結び）、もやい結び、8の字結び、ムアリングヒッチ（馬つなぎ）、ひとえつぎ、ショートスプライス イ ロープを巻きあげて、正しく収納する。 ウ ロープの端に索端止めをする。それが用いられる理由を説明する。 エ ヨットに用いられるロープの種類と、それに用いられる繊維の種類、長所短所について述べる。</p> <p>(7) ヨットとその用具を手入れし、年間を通じて保管する方法を説明すること。</p> <p>〈※ 水辺・水中・水上の活動については、安全器具（ライフジャケッ</p>	<p>単に口述による説明では理解の度合いが図れないため</p>
--	---	---------------------------------

審査細目（改正前）	審査細目（改正後）	備考
ト等) が正しく取り扱えること。)	ト等) が正しく取り扱えること。)	